

## 平成23年東日本大震災に伴う北九州市職員の特別休暇の特例について

### 1 目的

平成23年東日本大震災の発生を受け、ボランティア休暇の特例を設けることにより、職員が当該地震の被災地等を支援するためのボランティア活動に参加しやすい環境を整備するもの。

### 2 内容

#### (1) 取得要件

職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで平成23年東日本大震災の被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき

#### (2) 付与日数

1 休暇年度に10日

※ 現行のボランティア休暇の付与日数（5日）とは別に付与する。

#### (3) 給与

有給

#### (4) 付与単位

1日、半日又は1時間

### 3 施行日

平成23年4月1日とする。

(再任用短時間職員の付与日数)

再任用短時間職員(週5日勤務者を除く)については、週の勤務時間数に応じて比例付与した日数(端数四捨五入)を付与する。

① 通常勤務職場

勤務形態		付与日数
3 / 4 勤 務	1日6時間50分×週5日 (1週29時間10分)	10日
	1日7時間20分×週4日 (1週29時間20分)	8日
1 / 2 勤 務	1日7時間45分の隔日勤務 (2週当たり38時間45分)	5日
	1日3時間55分×週5日 (1週19時間35分)	10日

② 変則勤務職場

ア 週の勤務日数が5日以上：10日

イ 週の勤務日数が5日未満：

$$10日 \times \frac{1週間あたりの勤務時間}{38時間45分} \quad (\text{端数は四捨五入})$$